

受け取つたら記載事項などの確認を 国健保証はうぐいす色に

国保加入者へ新しい保険証送付

9月中旬以降、国民健康保険加入者の皆さんに新しい保険証（うぐいす色）をお送りします。この新しい保険証は10月1日から使用できます。

新しい保険証が届いたら、記載事項に誤りがないか確認して、大切に保管してください。

現在お手元の保険証（ふじ色）は、平成22年9月30日を過ぎると使用できなくなります。有効期限の切れたふじ色の保険証は9月30日以降、各自責任をもつて破棄してください。

新しい保険証を受け取つたら、次の点について確認し、注意してご使用ください。

①記載事項

保険証に記載されている氏名、生年月日、住所などに誤りがないかを必ず確認してください。

②正しく使用

保険証は台紙からはがして使用してください。他人との貸し借りは禁止されています。

③万が一なくしたら

●新しい保険証の区分、使用（有効）期限など		
区分	使用（有効）期限	備考
一般	平成22年10月1日以降に75歳になる人	75歳の誕生日から後期高齢者医療に移行します
上記以外の人	平成22年10月1日～平成23年9月30日	—
表示があるもの 退職（退）	平成22年10月2日～平成23年9月30日に65歳になる人	65歳の誕生月の月末日 ※1日生まれは誕生日の前日
上記以外の人	平成22年10月1日～平成23年9月30日	—

④内容が変わったら

住所、氏名などに変更があったら、14日以内に生活健康課・総合支所住民生活室へ届けてください。

モラルに欠けた受診は控えて

コンビニ受診という言葉があります。ごく軽い症状であるにもかかわらず、夜間や休日、救急外来をコンビニ感覚で利用することをいいます。また、お酒を飲んで受診する、タクシー代わりに救急車を呼ぶといった「モラルに欠けた受診」が現在とても増えています。

こういった安易な救急外来受診は、一刻を争う重症患者の治療に支障を及ぼしかねません。

それとともに医師や看護師などの負担も大きくなるなど、さまざまな問題を引き起こします。

必要な時に必要な医療を、安心して受診できるよう、また肥大する医療費に歯止めをかけるためにも、わたしたち一人一人が、正しい受診について考えてみましょう。

医療機関へのかかり方、薬のもらい方にはいくつかのポイントがあります。

①休日・夜間の救急外来についてはよく考えて受診しましょう

②かかりつけ医をもちましよう

③同じ症状で、重複して受診するのはやめましょう

④薬のもらいすぎ、飲み合わせには注意しましょう

⑤安くても効きめは同じ。ジェネリック医薬品の活用を医師と相談してみましょう

産業文化祭に行こう

テーマ「大自然のもと こころひとつに2010」

産業文化祭に行こう

産業の振興、文化意識の向上、交流機会の創出のため、今年も産業文化祭を開催します。関連行事を含め、日程と会場をお知らせします。

川根本町産業文化祭 11月7日㈰

時間 午前9時30分～午後2時30分
会場 役場本庁舎周辺（駐車場、山村開発センターなど）
内容 メーン会場特設ステージでの発表会、バザーなど

美術作品展1 11月6日㈯～7日㈰

時間 11月6日㈯ 午後1時～7時 7日㈰ 午前9時～午後2時30分
会場 中川根中学校体育館

美術作品展2 11月17日㈬～23日㈫

時間 午前9時～午後5時（開館日のみ）
会場 文化会館

舞台芸術発表会 10月24日㈰

時間 午前9時30分～正午（予定）
会場 文化会館ホール



税務課 ☎ (56) 2223

払いたくても払えないとき相談を

町税や国民健康保険税について

納付困難なときは早めに相談

納税は、教育・労働とともに国民の3大義務の一つに数えられています。地方税の滞納を放置することは、税金をきちんと納めている人に対して、著しく不公平さを欠くことになります。

病気や事業不振、失業などで納付が難しいときは税務課まで相談してください。事情によつて、納税期日を延ばすなどの措置が講じられる場合があります。

納付困難なときは早めに相談

納付を放置しておくと、延滞金が加算されます。それだけで金額が大きくなります。この滞納処分を受けることになります。この滞納処分を受けると、所有財産を失うだけになります。

特に「国民健康保険税」

国民健康保険税を納めずになると滞納処分の対象になるだけではありません。保険証が、短期保険証（有効期間が短いもの）に代わったり、資格証明書（医療費をいつたん全額自己負担する必要がある）に代わってしまことがあります。

※災害などで損害を受けたとき、病気や失業などで納付が困難なときは、保険税の減免や猶予が受けられる場合がありますので、相談してください。

受診のモラルと医療費の節減を



小児救急電話相談
#8000

生活健康課 ☎ (56) 22222 住民生活室 ☎ (58) 7070